

基本 目標	重点 分野	施策	事業名	具体的事業名	開催時期等	事業の概要	担当課	再掲
I 男女がともに認め合い、尊重しあえるまちづくり								
1 固定的な性別役割分担や慣習の見直し								
(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画意識啓発の推進								
① 家庭における男女共同参画に向けた講座の開催			・ 男性のための家事実践講座	H24～28 年3回程度	男性が家事や育児に携わるきっかけをつくり、基礎的な技術を習得するための講座を開催する。	生涯学習課		
			・ パパママ応援教室	H24～28 年4回 (2回で1コース)	夫婦が協力して出産・育児ができるように情報の共有や夫の調理実習、沐浴体験を実施する。	保健医療課		
			・ 家族介護教室	H24～28 年5回	介護への理解や技術のほか、介護者とのかかわり方の家族介護のあり方を学ぶ。	介護高齢課		
			・ 介護者の集い	H24～28 年24回	介護の悩みや苦勞、また喜びなどを共有しながら、より良い介護のあり方を追求するとともに、介護者の負担減少のため精神的なやすらぎの場づくりを提供する。	介護高齢課		
② 生涯学習施設等における啓発講座、出前講座等の開催			・ 出前講座（家族や夫婦間の介護のあり方について）	H24～28 通年	出前講座による介護教室や介護の現状について理解を深める講座を通して、男女共同による介護の大切さの普及に努める。	介護高齢課		
			・ 出前講座（思春期・更年期・心の健康・性教育・男女平等など）	H24～28 通年	出前講座による思春期、更年期、心の健康、性教育、男女平等に関する講座を通して、男女共同の理解を深める。	生涯学習課		
			・ 啓発講座、出前講座にワーク・ライフ・バランスについてのメニューの追加	H25年度中	現在の啓発講座、出前講座等のメニューに、生活と仕事の調和による、様々なライフスタイルに対応できる働き方についてのメニューを加える。	生涯学習課 政策推進課		
③ 男女共同参画計画の周知のための学習会の開催			・ 新たな計画を周知するための学習会、講演会	H24～25 年1回	新たに策定した計画を広く市民に周知するため学習会、講演会を開催し、男女共同参画に対する理解を深める。	政策推進課		
④ 男女共同参画推進に向けての事業主、自営業主への普及啓発活動の実施			・ 男女雇用機会均等法の周知と事業主、自営業主への意識啓発	H24～28 随時	商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市報等に関連する記事を掲載する。事業者向けホームページへ掲載する。	商工観光課		
			・ 育児休業制度等の普及活動	H24～28 随時	商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市報等に関連する記事を掲載する。事業者向けホームページへ掲載する。	商工観光課		
(2) 慣習の見直しに向けた情報の発信								
① 市の広報、ホームページ等による慣習の見直しに向けた呼びかけ			・ 男女共同参画の特集記事の市の広報への掲載	H24～28 随時	新たな計画を広く周知し、慣習の見直しへの理解を深めるため、男女共同参画の特集記事を市の広報に掲載する。	政策推進課		
			・ ホームページによる慣習の見直しに向けた啓発	H24～28 通年	男女共同参画意識の醸成のため、ホームページにより慣習の見直しについて啓発する。	政策推進課		
② 市民への男女共同参画に関する情報提供			・ 市報、ホームページ等による男女共同参画に関する情報の提供	H24～28 通年	市役所内全課における男女共同参画に関する情報や国、県、女性財団からの情報を市報、ホームページ等により市民に提供する。	全課		
③ 市職員への男女共同参画に関する情報提供			・ 職員ポータルを活用した男女共同参画に関する情報の提供	H24～28 通年	政策推進課と連携し、国、県からの情報を職員に提供する。	総務課		
④ 男女共同参画の視点から市の広報等の表現についての留意			・ 市の広報等における表現についての留意の徹底	H24～28 通年	市の広報を始めとした刊行物やホームページにおいて、男女共同参画の視点から表現（イラストを含む）に十分留意する。	全課		
2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実								
(1) 家庭における男女共同参画教育の推進								
① 家庭教育の大切さについての啓発			・ 学校だよりによる保護者への啓発	H24～28 随時	学級だよりにより、男女共同参画の視点による家庭教育の大切さについて保護者に啓発する。	学校教育課		

基本目標	重点分野	施策	事業名	具体的事業名	開催時期等	事業の概要	担当課	再掲			
			② 子どもを教育する親のための講座の開催	・ 子育てに関する学習会	H24～28 年3回程度	家庭内での固定的な性別役割分担意識を是正し、一人ひとりの個性を生かすための研修・講座やお互いに尊重し合いパートナーとして家庭生活を営んでいくための研修・講座を開催する。	生涯学習課				
				・ 生と性を考える講演会	H24～28 随時	性教育を通し、自分を大切に相手も大切にするという考え方を学ぶ。また日常の親子や夫婦のあり方が重要であることを学ぶ。	保健医療課				
			③ 思春期における保健事業の実施	・ 思春期健康相談のPR	H24～28 随時	保健所が開催する小学校高学年児童から高校生・専門学校生を対象とした思春期健康相談のPRを行う。	保健医療課				
				・ 生と性を考える講演会	H24～28 随時	性教育を通し自分を大切に相手も大切にするという考え方を学ぶ。また日常の親子や夫婦のあり方が重要であることを学ぶ。	保健医療課	I-2-(1)			
			④ 青年期の健康管理に対する意識向上に向けた啓発	・ 成人式での啓発パンフレットの配布	H24～28 成人式当日	成人となった人たちに自分の健康管理の方法として、20歳から子宮がん検診を受けることや、望まない妊娠をしない、させないことが、責任ある健康管理であることをパンフレットで啓発する。	保健医療課				
			⑤ 男女共同参画の視点からの食育の推進	・ 食育通信の発行	H24～28 毎月	保育園や市内野菜売り場（一部）などに配布。家庭での調理法のアドバイスや調理に子供・父親の参加を促すことで食育をすすめる。	保健医療課				
				・ 小中学生を対象とした調理実習	H24～28 年1回	小中学生を対象とした調理実習をしながら食の大切さと家庭における役割を学ぶ。	保健医療課				
			(2) 学校・保育園・幼稚園における男女共同参画の視点に立った教育の充実								
			① 保育士、教職員の研修会の開催	・ 保育士、教職員による男女共同参画に関する研修	H24～28 随時	中学校区ごとに、幼保小中連携による教育懇談会を開催し、取組の紹介や意見交換を行う。その際に男女共同参画の視点での教育についても意見交換等を行う。	福祉課 学校教育課				
			② 保護者への啓発	・ 学校だより等による保護者への啓発	H24～28 随時	家庭への便り等を通して、学校・保育園・幼稚園の取組を紹介するとともに、家庭教育の大切さについて啓発する。	福祉課 学校教育課				
			③ 男女共同参画に関する教育のあり方の研究	・ 教職員を対象とした研修	H24～28 年2回	市内に初めて赴任した教職員の研修会、全教職員を対象とした研修会において、男女共同参画の視点による教育の実施についても研修を行う。	学校教育課				
			④ 進路指導担当者の研修会の開催	・ 進路指導担当者研修会における指導	H24～28 年2回	研修会においては、男女分け隔てのない進路指導を行うよう担当者に指導する	学校教育課				
			⑤ 教材等の見直し	・ 教材等の見直しに向けた啓発	適時	道徳に使用する教材については各学校に委ねているが、男女共同参画につながるテーマを取り上げるよう啓発を行う。	学校教育課				
			(3) 男女共同参画意識形成のための生涯学習の充実								
			① 啓発講座、出前講座の開催	・ 男性のための家事実践講座	H24～28 年3回程度	男性が家事や育児に携わるきっかけをつくり、基礎的な技術を習得するための講座を開催する。	生涯学習課	I-1-(1)			
・ 出前講座（家族や夫婦間の介護のあり方について）	H24～28 通年	出前講座による介護教室や介護の現状について理解を深める講座を通して、男女共同による介護の大切さの普及に努める。		介護高齢課	I-1-(1)						
・ 出前講座（思春期・更年期・心の健康・性教育・男女平等など）	H24～28 通年	出前講座による思春期、更年期、心の健康、性教育、男女平等に関する講座を通して、男女共同の理解を深める。		生涯学習課	I-1-(1)						
・ 出前講座にワーク・ライフ・バランスについてのメニューの追加	H25年度中	現在の出前講座メニューに、生活と仕事の調和による、様々なライフスタイルに対応できる働き方についてのメニューを加える。		生涯学習課 政策推進課	I-1-(1)						
② 託児サービスの提供による学習環境の充実	・ 講座等での保育ルームの設置	H24～28 通年	各課で開催する講座等において、乳幼児を持つ親が学習機会を持てるよう保育ルームの設置に努める。	全課							
③ 社会教育団体等への支援	・ 社会教育団体等への学習機会や情報の提供	H24～28 通年	社会教育団体等に対し、学習機会の周知や男女共同参画に関する情報の提供に努める。	生涯学習課							

基本目標	重点分野	施策	事業名	具体的事業名	開催時期等	事業の概要	担当課	再掲
			3 女性に対する暴力のないまちの実現					
			(1) あらゆる暴力の防止に向けての啓発の推進					
			① 児童虐待やDVの防止に向けた広報、啓発	・ 市の広報等による市民への啓発	H24～28 随時	市の広報、ホームページやポスター、チラシなどにより防止に向けた啓発を行う。	福祉課	
			② 事業所に向けてのセクシャル・ハラスメント防止・対応に向けた意識啓発	・ 会報等による事業所に対する意識啓発	H24～28 随時	商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」に関連する記事を掲載するとともに、ハローワーク村上、雇用対策協議会と連携した啓発を行う。事業者向けホームページへ掲載する。	商工観光課	
			③ あらゆる暴力の防止・根絶に向けた教育の実施	・ 暴力の防止・根絶に向けた教育	H24～28 通年	学校教育活動の中で児童・生徒に指導するだけでなく、保護者にも「学校だより」などを通して、学校の姿勢・取組を周知する。	学校教育課	
			(2) 相談体制の充実					
			① 家庭児童相談室を窓口とした相談体制の充実	・ 児童虐待やDVに対する相談体制の充実と窓口の周知	H24～28 通年	家庭相談員を積極的に研修に参加させ、相談の対応力を高める。市の広報やホームページにより相談窓口の周知を行う。	福祉課	
			② セクシャル・ハラスメント相談窓口の設置	・ 市民相談、心配ごと相談でのセクハラに関する相談の受付	H24～28 通年	市民相談、心配ごと相談においてセクハラに関する相談を受けた場合、専門の相談窓口の紹介等を行う。	市民課 福祉課	
			③ 高齢者虐待防止ネットワークの充実と相談窓口の周知	・ 高齢者虐待に対する相談体制の充実と窓口の周知	H24～28 随時	市民、介護事業所、関係機関、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等との高齢者の見守り・保護のためのネットワークを充実させるとともに、相談体制の周知を行う。	介護高齢課	
			(3) 関係機関との連携強化					
			① 県女性福祉相談所等関係機関との連携強化	・ 暴力の防止・対応のための関係機関との連携強化	H24～28 通年	配偶者暴力防止実務担当者会議への出席等を通して、県の女性福祉相談所、児童相談所等との連携を強化する。	福祉課	
			② 要保護児童対策協議会の開催等による関係機関との連携強化	・ 要保護児童対策協議会の開催	H24～28 年1回	未然防止のため、協議会において対策事業・協力体制を充実させる。協議会としてだけでなく、関係機関との連絡会議を随時行う。	福祉課	
				・ 要保護児童対策の連携強化	H24～28 通年	各地区要保護児童対策会議、実務者会議、ケース会議、毎月の新発田児童相談所との定期連絡会等を通じて、関係機関との連携を強化する。	福祉課	
			4 生涯にわたる女性の心と体の健康づくり					
			(1) 生涯を通じた女性の心と体の健康づくりの推進					
			① 各種検診（がん・基本・特定）、事後指導や訪問事業の実施	・ 各種検診、事後指導、訪問事業	H24～28 随時	生涯を通じた健康づくりのため、各種検診、事後指導、訪問事業を実施する。	保健医療課	
			② 地域での更年期等の健康教育の実施	・ 地域における更年期等の健康教育	H24～28 随時	女性の健康管理に関する内容の相談や講演を行う。	保健医療課	
			③ 子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成	・ 子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成	H24～28 接種回数3回	中学1年生から高校1年生の女性を対象に、子宮頸がんの発生リスクを抑えるため、予防ワクチン接種費用の助成を行う。	保健医療課	
			④ 食生活改善調理講習会の開催	・ 食生活改善調理講習会	H24～28 通年	健康づくりに向けて、希望する町内・集落において講習会を開催する。	保健医療課	
			⑤ 介護予防教室の開催	・ 介護予防教室（各種）	H24～28 通年	日常生活における運動機能の維持と健康増進のため教室を開催する。	介護高齢課	
			⑥ スポーツを通じた健康増進の推進	・ ウォーキング教室・ダイエット教室	H24～28 年20回	市民への運動の定着を目的にウォーキング教室やダイエット教室を開催する。	保健医療課 生涯学習課	

基本目標	重点分野	施策	事業名	具体的事業名	開催時期等	事業の概要	担当課	再掲
			⑦ 心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康づくりに関する講座 女性のためのリフレッシュ講座 地域の茶の間や老人クラブ活動への支援 長寿大学の開催 	H24～28年1～2回程度 H24～28年1～2回程度 H24～28通年 H24～28通年	うつ病の理解と予防や対応の仕方などについて理解を深めるための講座を開催する。【町内、集落においても、希望により開催】 子育て中の家族のリフレッシュのため、子育て支援センターの育児講座でヨガ教室、エアロビクス教室等を開催する。 家に閉じこもり気味になりがちな高齢者に対し、生きがいづくりや趣味、仲間づくりの機会を身近なところで参加できるように支援するため、地域の茶の間や老人クラブ活動の活動を支援する。 年齢にふさわしい社会的能力とよりよい人間関係を作りながら楽しく学び、地域の活動やまちづくり等に対して積極的に参加できるような学習機会を提供する。	保健医療課 福祉課 介護高齢課 生涯学習課	
(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する啓発の推進								
			① 妊婦健康診査への助成や妊産婦への訪問事業の実施	妊婦健康診査への助成や妊産婦への訪問事業	H24～28通年	妊婦健診の助成を最大14回まで行う。希望する妊婦と全産婦への訪問事業を行う。	保健医療課	
			② 思春期における保健事業の実施	・ 思春期健康相談のPR	H24～28随時	県(保健所)が開催する小学校高学年児童から高校生・専門学校生を対象とした思春期健康相談のPRを行う。	保健医療課	I-2-(1)
				・ 生と性を考える講演会	H24～28随時	性教育を通し自分を大切にし相手も大切にするという考え方を学ぶ。また日常の親子や夫婦のあり方が重要であることを学ぶ。	保健医療課	I-2-(1)
			③ 女性のライフスタイルを中心とした健康教育や相談会の実施	女性のライフスタイルを中心とした健康教育や相談会	H24～28随時	女性の健康に関する相談会を実施する。	保健医療課	

II 男女がともに参画しやすいまちづくり

1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

(1) 市の政策決定の場への女性参画の推進

① 審議会などへの女性の参画の拡大	・ 審議会などへの女性の参画の拡大	H24～28通年	各課で担当する各種審議会、委員会での女性参画に努める。	全課	
② 市役所内部における女性職員の管理職等への積極的登用	・ 市役所内部における女性職員の管理職等への積極的登用	H24～28人事異動時	人事異動時の管理職員登用において、女性職員の登用を積極的に行う。	総務課	

(2) 各種団体や事業所などにおける方針決定の場への女性参画の推進

① 女性の役職への登用の啓発や広報活動	・ 女性の役職への登用の啓発や広報活動	H24～28随時	商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」等に関連する記事を掲載する。事業者向けホームページへ掲載する。	商工観光課	
---------------------	---------------------	----------	---	-------	--

2 地域活動における男女共同参画の推進

(1) 地域づくりへの女性参画の推進

① 市民協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民や各種団体、行政がともに連携して組織する「地域まちづくり組織」が主体となり、「地域の元気づくり」のため各種事業を推進 	H24～28通年	市からの交付金により、全住民が積極的に参画できる事業を実施する。住民総参加の推進や住民意識の高揚を図るための研修会等の開催し、実施事業や住民参画などの情報交換する場づくりを行う。先進事例の紹介や事業推進に対する専門的な知見からアドバイスするアドバイザーを設置する。	自治振興課	
	・ (仮) 市民フォーラムにおける講演会	H24～28年1回	市民協働のまちづくりの成果を踏まえた(仮)市民フォーラムにおいて、地域における女性参画の場づくりを盛り込んだ講演会を開催する。	自治振興課	
	・ 出前講座等の開催	H24～28通年	各まちづくり協議会における出前講座等を活用した研修会の開催について呼びかける。	生涯学習課 自治振興課	

基本目標	重点分野	施策	事業名	具体的事業名	開催時期等	事業の概要	担当課	再掲
		(2) 防災分野における女性参画の推進						
		① 農協女性部防火クラブの活動への支援		・ 農協女性部防火クラブの活動支援と育成	H24～28 随時	各女性防火クラブが防火教室や救命講習会等を通して家庭防火の知識・技術を習得することにより、家庭における安全対策推進者となるとともに、地域の防災リーダーとして自主防災会との連携を図ることで、防災分野での女性の参画につなげる。	消防本部	
		② 自主防災組織への女性参画の促進		・ 自主防災組織への女性参画の呼びかけ	H24～28 セミナー開催時	毎年開催する自主防災セミナーや自主防災に関する出前講座を開催する際に女性の参画を呼びかけ、市民全体の防災意識の高揚につなげる。	総務課	
		③ 災害時における女性相談員による窓口の設置		・ 災害時における女性相談員による窓口の設置	災害時	災害時において、母子等へのきめ細やかな対応のため、女性相談員による相談窓口を設置する。	総務課	
		3 女性の人材育成						
		(1) 女性の社会参画に向けた人材育成						
		① 管理職向け研修等への参加啓発		・ キャリアアップセミナー・中間管理職セミナー等参加への啓発	H24～28 随時	ハローワークが開催する「キャリアアップセミナー」、雇用対策協議会が開催する中間管理職セミナーへの参加を会報等により呼びかける。事業者向けホームページに掲載する。	商工観光課	
		② 市役所内部における女性の人材育成のための研修機会の確保		・ 人材育成のための専門研修等への女性の参加	H24～28 通年	専門研修等においては、女性職員を積極的参加を促し、識見の向上を図る。	総務課	
		③ 市民協働のまちづくりの推進		・ 市民協働のまちづくりに向けた研修会の開催	H24～28 随時	市民協働のまちづくりの趣旨である全住民の積極的参加に向けた研修会を開催する。	自治振興課	
		④ 女性が中心となって活動する団体への支援		・ 女性が中心となって活動する団体への支援	H24～28 通年	女性が中心となって活動している団体への支援を通じて人材の育成につなげる。	全課	
		⑤ 地域の茶の間、老人クラブ活動への支援		・ 地域の茶の間や老人クラブ活動への支援	H24～28 通年	地域の茶の間、老人クラブ活動への支援を通して女性の地域・活動リーダーの育成につなげる。	介護高齢課	I-4-(1)
		⑥ 農村地域生活アドバイザーの育成		・ 農村地域生活アドバイザーの育成	H24～28 通年	研修会等を通じて地区内外のアドバイザーと交流することにより、意識を高め、農村女性の社会参画を推進する。	農林水産課	
		⑦ 社会教育団体等への支援を通じた女性の人材育成		・ 社会教育団体等への学習機会や情報の提供	H24～28 通年	社会教育団体等に対し、学習機会の周知や男女共同参画に関する情報の提供に努め、人材育成につなげる。	生涯学習課	I-2-(3)
		III 男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり						
		1 家庭生活における男女共同参画の推進						
		(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進						
		① 男性の家事・育児・介護参加に向けた講座の開催		・ 男性のための家事実践講座	H24～28 年3回程度	男性が家事や育児に携わるきっかけをつくり、基礎的な技術を習得するための講座を開催する。	生涯学習課	I-1-(1)
			・ パパママ応援教室	H24～28 年4回 (2回で1コース)	夫婦が協力して出産・育児ができるように情報の共有や夫の調理実習、沐浴体験を実施する。	保健医療課	I-1-(1)	
			・ 家族介護教室	H24～28 年5回	介護への理解や技術のほか、介護者とのかかわり方の家族介護のあり方を学ぶ。	介護高齢課	I-1-(1)	
			・ 介護者の集い	H24～28 年24回	介護の悩みや苦勞、また喜びなどを共有しながら、より良い介護のあり方を追求するとともに、介護者の負担減少のため精神的なやすらぎの場づくりを提供する。	介護高齢課	I-1-(1)	

基本目標	重点分野	施策	事業名	具体的事業名	開催時期等	事業の概要	担当課	再掲	
		(2) 子育て、介護支援の充実							
		① 介護保険施設の整備	・ 介護保険施設の整備	・ 介護保険施設の整備	H24～H26	地域密着型介護老人福祉施設29人定員2施設、認知症対応型共同生活介護9人定員2ユニットを新たに整備し、重度の介護者への支援と家族介護の緩和を図る。	介護高齢課		
		② 地域見守り支え合い体制の充実	・ 高齢者見守り体制の整備・充実	・ 高齢者見守り体制の整備・充実	H24～28 通年	「街中お年寄り愛所」を通じた、地域で高齢者を見守る仕組みを整備する。	介護高齢課		
		③ 子ども・若者育成支援推進体制の構築	・ 子ども・若者育成支援推進体制の構築	・ 子ども・若者育成支援推進体制の構築	H25年度中	社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための支援者の育成や、福祉、保健医療、教育などの関係機関の連携を図る。平成25年度までに、庁内連絡会議及び関係機関等により構成される協議会を設置し具体的検討（支援者の育成を含む）を行い、平成26年度から相談等に対応する。	生涯学習課		
		④ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用紹介	・ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用紹介	・ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用紹介	H24～28 随時	母子手帳発行時に連絡カードについて説明する。	保健医療課		
		⑤ 乳幼児健診時における母親の健康相談	・ 乳幼児健診時における母親の健康相談	・ 乳幼児健診時における母親の健康相談	H24～28 乳幼児健診時	子どもの発達確認や育児指導の際に、母親の心身の状況も確認し相談を実施する。	保健医療課		
		⑥ 育児相談・離乳食相談の開催	・ 育児相談・離乳食相談	・ 育児相談・離乳食相談	H24～28 隔月	育児相談や離乳食を中心とした相談を実施する。	保健医療課		
		⑦ 子育て広場の開設	・ 子育て広場の開設	・ 子育て広場の開設	H24～28 毎週月～金	子育て支援センター5か所と認定子ども園1園で、子育て中の親と子の交流の場の提供と交流促進のため広場を開設する。また、出前広場を実施し、利用者の利便も図る。	福祉課		
		⑧ 一時預かり事業等保育サービスの充実	・ 一時預かり事業	・ 一時預かり事業	H24～28 毎週月～金	家庭での保育が一時的に困難となった時や育児疲れの時など、生後4か月以上の乳幼児を対象に市内の公立保育園5か所と認定こども園1か所で実施する。	福祉課		
		⑨ 子育て支援センター、児童館における相談事業、育児講座の実施	・ 子育て相談事業、育児講座	・ 子育て相談事業、育児講座	H24～28 センター月～金 児童館月～土	6か所の支援センターで、専任の保育士による子育て相談を実施する。保健師や栄養士による相談を月1～2回定期的に行う。また、親子遊び、幼児救急法、リフレッシュ教室などの育児講座を開催する。4か所の児童館でも、指導員による育児相談を実施する。	福祉課		
2 働く場における男女共同参画の推進									
(1) 男女均等な雇用機会と待遇の確保									
		① 男女共同参画推進に向けての事業主、自営業主への普及啓発活動の実施	・ 男女雇用機会均等法の周知と事業主、自営業主への意識啓発	・ 男女雇用機会均等法の周知と事業主、自営業主への意識啓発	H24～28 随時	商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市報等に関連する記事を掲載する。事業者向けホームページへ掲載する。	商工観光課	I-1-(1)	
			・ 育児休業制度等の普及活動	・ 育児休業制度等の普及活動	H24～28 随時	商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市報等に関連する記事を掲載する。事業者向けホームページへ掲載する。	商工観光課	I-1-(1)	
			・ 男女がともに子育てできる職場環境整備に向けての広報活動	・ 男女がともに子育てできる職場環境整備に向けての広報活動	・ 男女がともに子育てできる職場環境整備に向けての広報活動	H24～28 随時	商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市報等に関連する記事を掲載する。事業者向けホームページへ掲載する。	商工観光課	
			・ 事業所に対する就労支援制度の情報提供	・ 事業所に対する就労支援制度の情報提供	・ 事業所に対する就労支援制度の情報提供	H24～28 随時	商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」等に関連する記事を掲載する。事業者向けホームページへ掲載する。	商工観光課	
		② ハッピー・パートナー企業登録の推進	・ 市内企業のハッピー・パートナー企業登録に向けた啓発	・ 市内企業のハッピー・パートナー企業登録に向けた啓発	H24～28 随時	商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」等に関連する記事を掲載する。事業者向けホームページへ掲載する。	商工観光課		
		③ 就労の場の確保	・ 企業誘致活動	・ 企業誘致活動	H24～28 通年	企業訪問による企業誘致活動、雇用拡大への依頼を行う。	商工観光課		
		④ 入札参加資格審査における男女共同参画を推進する企業に対する優遇	・ 入札参加資格審査における男女共同参画を推進する企業に対する優遇	・ 入札参加資格審査における男女共同参画を推進する企業に対する優遇	H24～28 通年	企業における男女共同参画に向けて、入札参加資格審査における優遇策を講じる。	財政課		

基本目標	重点分野	施策	事業名	具体的事業名	開催時期等	事業の概要	担当課	再掲
		(2) 女性への就労支援の充実						
		①	シルバー人材センターへの支援	・ シルバー人材センターへの支援（高齢者の生活安定と就労支援）	H24～28 通年	補助金等により、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就労支援につなげる。	介護高齢課	
		②	就労のための技術取得等への支援	・ 就労のための技術取得等への支援	H24～28 随時	ハローワークが行う各種セミナー情報を周知する。	商工観光課	
		③	職業訓練受講に対する支援	・ 職業訓練校に対する補助	H24～28 通年	職業訓練校への補助により、市民の職業訓練受講への支援につなげる。	商工観光課	
		④	労働相談の周知	・ 労働相談の周知	H24～28 随時	ハローワークが行う労働相談の情報を周知するとともに、市の広報に関連記事を掲載する。ホームページへ掲載する。	商工観光課	
		⑤	県や関係機関が行う能力開発研修、再就職支援セミナー等についての情報提供	・ 能力開発研修、再就職支援セミナー等についての情報提供	H24～28 随時	県やハローワークなど関係機関が行う研修、セミナーの情報を周知するとともに、市の広報に関連記事を掲載する。ホームページへ掲載する。	商工観光課	
		⑥	低年齢児童の受入れや障がい児、配慮を必要とする児童の保育の充実	・ 低年齢児童の受け入れや障がい児、配慮を必要とする児童の保育	H24～28 毎週月～土	保護者が仕事や病気などで保育できない生後4か月からの乳幼児の受入れを公立保育園12園と認定こども園1園で実施する。生後11か月からの乳幼児の受入れは、全園で実施する。 土曜保育を村上地区、荒川地区、山北地区各1園で実施する。 保育が必要な障がい児、配慮を必要とする児童は、特性を理解し、保健師や医療機関等と連携を取り合いながら、全園で受入れをする。	福祉課	
		⑦	母子家庭自立支援給付事業の実施	・ 母子家庭自立支援給付事業	H24～28 通年	自立支援教育訓練給付金給付制度、高等技能訓練促進費等給付制度により、就職に有利となる資格取得を支援するため必要な費用の一部を支給する。	福祉課	
		⑧	学童保育事業の充実	・ 学童保育事業	H24～28 毎週月～土	市内12か所で学童保育所を開設する。	福祉課	
		(3) 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進						
		①	農林水産業・商工自営業の労働条件向上のための広報活動	・ 農林水産業の労働条件向上のための広報活動	H24～28 随時	認定農業者申請に向けた制度の周知のため、市の広報に掲載する。	農林水産課	
				・ 商工自営業の労働条件向上のための広報活動	H24～28 随時	商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市報等に関連する記事を掲載する。事業者向けホームページへ掲載する。	商工観光課	
		②	農業における家族経営協定締結の推進	・ 家族経営協定締結の普及促進	H24～28 通年	各種会議において協定について周知するとともに、市報等への掲載により制度の周知を図る。	農林水産課	
		③	女性の経営参画のための情報提供	・ 女性の経営参画のための情報提供	H24～28 随時	県等が主催する研修会、交流会についての情報を、アドバイザー会長を通じて提供する。	農林水産課	
		④	農村地域生活アドバイザーの育成	・ 農村地域生活アドバイザーの育成	H24～28 随時	研修会等を通じて地区内外のアドバイザーと交流することにより、意識を高め、農村女性の社会参画を推進する。	農林水産課	Ⅱ-3-(1)
				・ 農村地域生活アドバイザー研修等の開催	H24～28 年1回程度	地域活性化への取組として、農村地域アドバイザー会議による事例視察研修を開催し、アドバイザー事業の活性化と農山漁村女性の社会参画を促進する。	農林水産課	
		⑤	農林漁業新規就労者・後継者育成の担い手対策の実施	・ 新規就労者への研修実施、研修中の給付金等支援の実施	H24～28	国の制度も活用しながら、新規就業者に対する研修や研修中の給付金等支援を実施し、独立経営体を育成し、担い手不足の解消を図る。	農林水産課	

基本目標	重点分野	施策	事業名	具体的事業名	開催時期等	事業の概要	担当課	再掲
	3	ワーク・ライフ・バランス意識の醸成						
		(1) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進						
		① 啓発講座、出前講座等にワーク・ライフ・バランスに関するメニューを追加	・ 啓発講座、出前講座等にワーク・ライフ・バランスに関するメニューを追加	H25年度中	現在の啓発講座、出前講座等のメニューに、生活と仕事の調和による、様々なライフスタイルに対応できる働き方についてのメニューを加える。	生涯学習課 政策推進課	I-1-(1) I-2-(3)	
		② (仮)働き方の見直しセミナーの開催	・ (仮)働き方の見直しセミナーの開催	H25年度中	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のため、(仮)働き方の見直しセミナーを開催する。	商工観光課		
		③ 市の広報、ホームページ等でのワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信	・ 市民へのワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信	H24～28 随時	市の広報やホームページ等を活用して、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のための情報を発信する。	政策推進課		
		④ 市役所内部における、ハッピー・パートナー企業情報の提供	・ 職員ポータルを活用したハッピー・パートナー企業情報の提供	H24～28 毎月1回	県が発行する、ハッピー・パートナー登録企業への情報紙(ふれ愛ほっとらいん)について、職員に情報提供を行う。	総務課		